



かしま 市議会だより

No.6

KASAMA

2007. 7. 31



第5回スナッグゴルフ対抗戦 JGTO カップ全国大会より
(宍戸ヒルズカントリークラブにて)

CONTENTS

平成19年第2回 定例会

- 提出議案の審議結果……………3
- 議案の中からピックアップ! ……4
- 市政を問う! 一般質問……………5

公共下水道条例や農業集落排水施設の設置管理条例など 18議案を原案のとおり承認・可決

平成19年第2回笠間市議会定例会が、6月4日から開催されました。初日の4日に、会期を4日～20日の17日間と決めた後、請願陳情の委員会付託や提出議案の説明が行われました。

5日から7日までは議案調査・議事整理のため休会とし、8日は議案に対する質疑を行い、所管の常任委員会に議案を付託し、審査を行うことにしました。

各議案の付託を受けた常任委員会は、11日と12日に開催され、議案などの審査を行いました。

一般質問では、14、15日の2日間、7名の議員が行い、15日の一般質問終了後、各常任委員会委員長から議案や請願陳情などの審査結果報告を受け、討論・採決を行いました。また、追加議案の審議も終え、初日に20日までと決定された会期を5日間残して、15日に定例会を閉じました。



平成19年第2回笠間市議会定例会 会期日程

	月日	曜日	時間	会議	主な内容
1	6月4日	月	午前10時	本会議	開会、会議録署名議員の指名 会期の決定 請願陳情（付託） 議案上程・提案理由の説明 質疑・討論・採決（議案の一部）
2	5日	火		休会	議案調査
3	6日	水		休会	議案調査、総務委員会
4	7日	木		休会	議事整理、議会運営委員会
5	8日	金	午前10時	本会議	議案質疑・委員会付託
6	9日	土		休会	
7	10日	日		休会	
8	11日	月		休会	常任委員会（総務・土木建設）
9	12日	火		休会	常任委員会（文教厚生・産業経済）
10	13日	水		休会	議事整理
11	14日	木	午前10時	本会議	一般質問
12	15日	金	午前10時	本会議	一般質問 各委員会委員長報告 質疑・討論・採決 追加議案上程（提案理由の説明、質疑、討論、採決） 閉会 議会運営委員会
13	16日	土			
14	17日	日			
15	18日	月			
16	19日	火			
17	20日	水			

第2回定例会 提出議案 と 審議結果

議案番号等	議案名等	審議結果
諮問第 1号	人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて	原案同意 ★
諮問第 2号	人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて	原案同意 ★
諮問第 3号	人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて	原案同意 ★
報告第 5号	専決処分の承認を求めることについて（平成 18 年度笠間市一般会計補正予算（第8号））	原案承認 ★
報告第 6号	専決処分の承認を求めることについて（笠間市税条例の一部を改正する条例）	原案承認 ★
報告第 7号	専決処分の承認を求めることについて（笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例）	原案承認 ★
報告第 8号	専決処分の承認を求めることについて（笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	原案承認 ★
議案第 67号	笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて	原案同意 ★
議案第 68号	笠間市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 69号	笠間市公共下水道条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 70号	笠間市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 71号	笠間市消防団審議会条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 72号	笠間市浄化センター等増設工事委託に関する基本協定の締結について	原案可決
議案第 73号	平成 19 年度笠間市一般会計補正予算（第 1号）	原案可決
議案第 74号	平成 19 年度笠間市老人保健特別会計補正予算（第 1号）	原案可決
選挙第 9号	茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙について	
議案第 75号	動産購入契約の締結について（災害対応特殊消防ポンプ自動車購入）	原案可決
議案第 76号	工事請負契約の締結について（友部中学校改築校舎建設工事）	原案可決
委員会提出議案第 3号	公共工事における賃金確保法（公契約法）の制定を求める意見書について	原案可決

★6/4議決, ●6/15執行, その他6/15議決

議会日誌

5月	6月	7月
16日 土木建設委員会	4日 第2回定例会	5日 総務委員会
17日 埼玉県毛呂山町議会 来訪	6日 総務委員会	11日 土木建設委員会
21日 議員全員協議会	7日 関東市議会議長会	11日 愛知県幸田町議会産業建設委員会 来訪
21日 議会たより編集委員会	7日 議会運営委員会	11日 議会たより編集委員会
22日 新潟県三条市議会 来訪	8日 議員全員協議会	20日 議員全員協議会
23日 青森県むつ市議会総務常任委員会 来訪	11日 土木建設委員会	20日 笠間地方広域事務組合議会臨時会
24日 茨城県西市議会議長会	11日 文教厚生委員会	
28日 議会運営委員会	12日 産業経済委員会	
29日 総務委員会	15日 議員全員協議会	
29日 茨城県市議会議長会	15日 議会運営委員会	
	15日 議会たより編集委員会	
	20日 栃木県真岡市議会 来訪	
	26日 筑北環境衛生組合議会臨時会	

ピックアップ



こんなことが
決まりました!

● 下水道の使用料金を統一

3市町合併後の懸案事項でもあった、地区ごとに異なる公共下水道の使用料と農業集落排水処理施設の使用料をそれぞれ統一するため、公共下水道条例と農業集落排水処理施設の設置管理条例の一部が改正されました。改正の主な内容は以下のとおりです。なお、平成20年4月1日から実施されます。(表中「<」は「…を超え…まで」を表す。)

● 改正前の公共下水道使用料

	基本料金 (2月につき)		超過料金 (1㎡につき)	
	汚水量	金額	汚水量	金額
旧笠間市 旧友部町 地区	20㎡まで	2,940円	20㎡ < 40㎡	147.0円
			40㎡ < 60㎡	157.5円
			60㎡ < 200㎡	168.0円
			200㎡ <	178.5円
旧岩間町 地区	20㎡まで	2,940円	20㎡ <	157.5円

● 改正前の農業集落排水処理施設使用料 (1箇月につき)

	基本料金		超過料金 (1㎡につき)	
	汚水量	金額	汚水量	金額
旧友部町 地区	10㎡まで	1,470円	10㎡ < 20㎡	147.0円
			20㎡ < 30㎡	157.5円
			30㎡ < 100㎡	168.0円
			100㎡ <	178.5円

旧岩間町 地区	区分	基本額	人員割額	適用範囲
	一般家庭用			
その他	2,100円	210.0円	事務所・事業所等	
		52.5円	営業に伴う排水施設を有するもの	
		10.5円	公共の用に供する施設	
公共施設				



● 改正後の公共下水道と農業集落排水処理施設の使用料

	基本料金 (2月につき)		超過料金 (1㎡につき)	
	汚水量	金額	汚水量	金額
全地区	20㎡まで	2,940円	20㎡ < 40㎡	147.0円
			40㎡ < 60㎡	157.5円
			60㎡ < 200㎡	168.0円
			200㎡ <	178.5円

なお、公共下水道では、他に浴場汚水の規定あり。

● 請負契約などの議案を可決

- 災害対応特殊消防ポンプ自動車購入 1774万5000円
- 友部中学校改築校舎建設工事 3億5700万円

● 公共下水道の根幹施設の増新設工事が始まる

公共下水道事業の根幹的施設である終末処理場と中継ポンプ場の建設工事を日本下水道事業団に委託するため、「笠間市浄化センター等増設工事委託に関する基本協定」締結について、議会の議決を求められ、議会は原案のとおり可決し、締結を認めました。

建設工事の内容は、浄化センターいわま、浄化センターともべ、高野前橋汚水中継ポンプ場の増設、新築です。

浄化センターいわまでは、管渠整備区域の拡大に伴い流入汚水量が順調に増加し、現在の処理能力を平成22年には超えてしまうため、オキシデーションディッチ、最終沈殿池を増設し、それに伴う機械・電気設備を増設します。

浄化センターともべでは、流入汚水量の増加に伴う汚泥の増加に対処するため、処理水再利用施設を増設します。

また、高野前橋中継ポンプ場には岩間地区の大半の汚水が流れ込み、現在の仮設ポンプ場では平成22年には揚水能力が足りなくなってしまうため、ポンプ施設を増強し、自家発電施設を備えたポンプ場などを新設します。

工事は、今年度着手し、平成22年度の完成の予定です。また、これら建設工事の予定概算事業費は10億円です。

● 請願陳情の審議結果です

今期定例会で審議された請願陳情の結果は、次のとおりです。

	請願陳情名	請願陳情者	結果
陳情 19-1号	入札制度に関する陳情書	笠間市鯉淵 6340 笠間市建設業協力会 会長 犬塚 卓	趣旨採択
請願 19-1号	公共工事における賃金等確保(公契約法)の制定を求める請願書	笠間市住吉 1564-10 笠間市友部職工組合 組合長 鈴木 正義	採択
陳情 19-4号	公共工事における賃金等確保(公契約法)の制定を求める陳情書	笠間市下郷 4439 岩間建築業組合 会長 岡島 勉	採択

● 請願陳情の採択を受け、意見書を議決

請願第19-1号と陳情19-4号を採択し、笠間市議会では、地方自治法第99条に基づく「公共工事における賃金確保法(公契約法)の制定を求める意見書」を議決、内閣総理大臣など国の関係機関へ送付しました。内容は以下のとおりです。

今日、デフレ経済のもと建設投資全体が落ち込み、建設現場で働く職人や労働者の労働条件、賃金が大きく切り下がり、生活危機がさらに深刻化している。生活していくための賃金や労働条件が「市場任せ」に放置されるのではなく、とりわけ公共工事の現場において、現場で汗して働く建設労働者の最低限の生活をささえる賃金、労働条件が確保されることがどうしても必要と考える。

生活するための建設労働者の賃金を、資材や商品と同じ市場にならべるのではなく、賃金を底支える制度となる「公共工事における賃金等確保法」(公契約法)の制定を検討するよう強く要望する。(要約)



●08年4月から実施される後期高齢者医療制度について

問 後期高齢者医療制度は、国保や組合健保から75歳以上を切り離し、さらに65歳から74歳までの寝たきりで働くことがままならない人を対象にする制度で、運営は広域連合が行い保険料の徴収や受け付けなどの実務は市町村が行う特異な医療制度である。市民は制度そのものを知られておらず、高齢者への新たな負担増は問題が多い制度である。そこで、次の点について伺う。①保険料とその算定基準、また、滞納者の保険証を取り上げることはあるのか。②医療給付の内容や制限、保険料の軽減制度はあるのか。③広域連合議会の審議内容はどう報告されるのか。

答 保健衛生部長
①保険料は、賦課総額に対し50対50の割合で応能割・応益割の2方式で算定され、その額は現在広域連合内で試算している。滞納者には、国保と同様に短期被保険者証、資格証明書を交付する。②医療給付には、入院時食事療養費、入院時生活療養費、訪問看護療養費、高額療養費、高額介護合算療養費などがある。また、自己の故意の犯罪などにより疾病や負傷した場合に医療費給付の制限がある。保険料の軽減は、世帯の所得水

準に応じて7割、5割、2割の軽減措置がある。また、これまでに被用保険の被扶養者として保険料を負担してこなかった方については、後期高齢者医療制度に加入した時点から2年間は均等割の保険料が2分の1になる。③広域連合議会の会議録を作成し、市長と議長も報告する。

●小額所得者減免制度について

問 高齢者控除や定率減税が廃止され、住民税が一律10%になるなど、今まで税負担のない人にまで税がかかり、その上、介護や国保の負担も運動し増額される事態であり、小額所得者や高齢者の負担が増し、滞納が増加し、市政を圧迫しないか懸念する。現状はどうなっているのか。また、国保や介護にもある小額所得者への減免・軽減制度は、いずれも本人申請によるものだが、制度があまり知られていない。周知徹底をどう図っているのか。また、軽減なり減免ができるよう工夫などことを分かりやすい一覧表などにして市民に示すべきではないか。

答 総務部長
市税の現年分収納率は、96.7%（18年度）。17年度より0.8%上昇し、滞納額は減少している。しかし、19年5月1日現在の滞納額は、市税や国民健康保険税、負担金や使用料の未納額を合計すると23億4605万6000円となっており、今後、差し押さえなどを積極的に行い、滞納の解消に努めたい。住民税における小額所得者への減免軽減措置においては、生活保護者や年間所得125万円以下の障害者、未成年者、寡婦（夫）が非課税の対象となっており、また、火災、水害地震などにより、所得が皆無となり生活が著しく困難となった者に対し、住民税が減免される。さらに、介護保険料や国民健康保険税、医療、福祉サービスなどについても、一定の所得要件により減免や軽減がされる。今後とも、これらの制度については広報誌や市のホームページ、相談窓口や該当者への直接送付など適切な方法で市民へ周知していきたい。また、軽減や減免それぞれケースが異なっており、何が適切で、どのような方法が適切かという点で個々に対応している。一覧表でお知らせすることは必ずしも適切でないと思われる。

インシシ、ハクビシン対策と農村地域の活性化、グリーンツーリズムについて

●エコフロンティアかさまの情報開示と安全性について

問 埋め立て処理における搬入業者、県内市町村からの焼却灰、中間処理施設や工場からの廃棄物の現状については個人情報のため開示できないとのこと。市は承知しているのか。また、焼却処理の内訳は廃プラスチック50%、一般廃棄物のプラスチック類などを加えると60%を超えるという推測され、当初の計画の約2倍である。今後、問題が生じ、安全性が懸念されるが。

答 産業経済部長
3月に発足した「茨城・栃木県境地域鳥獣害防止広域対策協議会」に対する国からの補助金により、当市ではオリやワナなどを購入し、猟友会や地元民に貸し出し、ワナなどを使用する際に必要な免許の取得経費に對する支援を検討している。電気さくも、試験事業として、被害の多い地域を対象に、維持管理など協議し設置したい。さらに、荒廃地の解消が大きな力気になることを考え、比較的労力のかからない作物を導入したい。また、グリーンツーリズムについては、農的資源や自然、史跡が多く点在する愛宕山周辺において観光農業や交流事業を展開し、訪れる人を地域へみるみでもてなす環境をつくり、移住や定住を希望する人にさまざまな情報を提供し、田舎暮らし志向や二地域居住に對した受け入れ体制づくりを模索研究していきたい。

インシシやハクビシンは市街地まで出没し、その被害は目に余る状況であり、田畑を放棄しないためにも、また農村地域の活性化のためにも



インシシに荒らされ、荒廃した農地



●朝房山の底地買い上げについて

問

朝房山は、標高201mの山で、非常に見晴らしがよく、太平洋や筑波山、富士山まで見える素晴らしい山である。しかし、山の頂上の一歩程度は笠間市倉作の持ち物であるが、あとは民間人が所有しており、周りの木を切るにしても地主の許可が必要。大池田地区には大池田財産区議会があり、現在約1億円もの預金があると聞き及んでいる。このお金を使って朝房山の底地を買い取ってしまえば、地主にお願いすることなく見通しのよい場所に変わると思う。この底地を購入してだれもが自由に使えるようにしてほしいが。

答

朝房山は、常陸風土記にも登場する本市の文化遺産であり、郷土の誇りとして大切に保存し、整備、開発すべきではないと考えている。さらに山頂周辺は水源涵養保安林の指定を受け、立木の伐採などをする場合には知事の許可が必要になる。伐採するに当たっては、地主の了承や知事の許可を得たうえでということになる。市としては、底地は購入せず、現状の保存に努め、ハイキングコースなどの限定した利用にとどめたい。なお、頂上の一歩程度については倉作地区の共有地であ

り、管理も年2回ほど倉作地区が行っている。

問

もし、財産区の議員などから購入したいという希望が出た場合にはどうするのか。

答

財産区の財産は市の財産である。大池田地区に限定した使い方がされるということ、市の財産にかわりはなし。市としては、財産区での購入を求めることはなし。

●周遊バスの運行について

問

現在無料で運行している周遊バスのメリット、デメリットは。また、どの場所を立ち寄り、そこからは受益者負担金を受けているのか。さらに今後、旧友部・旧岩間地区にも同じような計画があるのか。

答

このバスは、13年度より観光関連団体で構成された運行協議会において運行し、18年度予算で960万円。そのうち、日動美術館が4分の1の240万円を負担し、県の陶芸美術館、稲荷神社、工芸の丘がそれぞれ80万円ずつ負担、残り480万円（経費などの2分の1）を市が負担している。友部駅から笠間地区の観光拠点である笠間稲荷神社、日動美術館、芸術の森公園、茨城県陶芸

美術館、笠間工芸の丘を中心に1日8往復、年間3万2000人程度の利用がある。メリットは、利便性の高い友部駅から直接観光拠点の多い笠間地区への交通・移動手段として多くの観光客に利用されていること。特に、自家用車以外の観光客の間では赤い広告塔として好評を得ていることが挙げられる。一方デメリットは、費用対効果や各団体の経済的な負担について検討する必要があり、それが挙げられる。

今後の方向性については、今年度バスを更新し、現在の特定の観光団体での負担で運行していることなどを基本にしながら、さらに広告収入や看板、中吊り広告などをいろいろな団体に呼びかけ、負担をいただいた団体のところを経由しながらダイヤを編成し、利用の促進に当たりたい。さらに、JRの急行にあわせて友部駅を発着しているため、そのあたりも踏まえながら、細かいところを回る計画を立て、今後の協議会の中で運行計画が出ると思う。受益者負担は若干いたただくような形で、全く負担いただかないところには停めることは、なかなか難しいのではないかと考える。また、昨年試行的に愛宕山への運行を行ったが、今後の友部・岩間地区の運行についても協議会で検討したい。

●国民生活習慣病について

問

先日人間ドック・脳ドック健診の補助金申請の受け付けがあり、朝早くから多くの人が並び、大変込み合い、混乱もみられた。その状況を改善すべく、以下の点について伺う。①受け付ける職員の人数を増やし、人間ドック・脳ドックを別々に並ばせることはできないか。②定員を超えた場合に二次募集はできないか。③一人当たりへの補助金額を減らしても、より多くの人が検査できるようにし、さらに検査可能な病院との契約を増やすことはできないか。

答

保健衛生部長
①今後、人間ドックと脳ドックを別々に受け付け、受

け付け人員を増やし、待ち時間の短縮を図ってきたい。②二次募集は、関係病院の契約や予算の関係から、今年度中の予定はない。各保健センターで実施している総合健診などがあり、活用願いたい。③現在、8医療機関と契約して実施しているが、国保加入者の健康に関する意識が高まっている中では、医療機関の受け入れ態勢や受け入れ件数にも限度があり、新たな病院の受け入れ病院を見直したりして、より受診しやすい体制をつくってきたい。しかしながら現在は、やはり地元の近いところへの希望者が多いと思うが、そうなるとう、人間ドックや脳ドックのできる医療施設は限られてしまうということもあり、関係医療機関と今後よく協議し、進めていきたい。



朝房山の頂上にて



●市バスの利用状況は

問 現在、市バスは何台あり、運転手は何人いるか。また、利用状況はどのようなになっているか。

答 総務部長
現在、市バスは3台あり、運転手は3名いる。また、バスの運行日は、運転手以外の業務を行う日を除くため、通常は週4日となる。昨年度の市バスの利用率は、本庁の55人乗りバス90・77%、笠間支所の40人乗りバス87・69%。笠間支所の35人乗りバス65・13%で、平均すると運転手の運転業務可能日の81・2%である。

問 各種団体から、市バスを利用できないとの苦情があるが、理由は何か。

答 総務部長
市バスは、道路交通法に定める自家用バスで白ナンバーである。その利用範囲は、道路運送法や国土交通省通達に従い、笠間市バス運行管理規程の中で、市が行う事業とすることを限定している。この規定により、各種団体の利用については、市が共催して行う事業や市が団体に実施を依頼した事業、市所管の講習会、研修会、視察などの事業に参加するときに限って利用を承認している。従って、公共的な団体であっても、市バスの利用は定められた

利用範囲を逸脱するということになってしまったため、利用を認めない。合併前は、市民活動の活性化という観点から、利用範囲の規定を柔軟に解釈し、公共的なものであれば、運行していたことも聞いている。しかし、合併後は、茨城陸運局などの指導に従って、規定を遵守し、運行している。

問 住民が納得するような市バスの利用制限を広報してほしい。

答 総務部長
道路交通法で定める自家用バスは、自らの事業以外には使用できないという規定から、市が自ら行う事業と定められたことは、広報で示している。

3月に都市計画決定し、渋滞する下安居十字路を迂回するルートになっている。その一部である県道茨城岩間線から市道(旧岩間87号線)の360mについては、用地取得の説明会を実施したと聞いている。しかしながら、県の財政状況や流通センター事業の見直しなどにより、事業化のめどが立っていない状況にある。県に対し、流通センターの早期整備とこのバイパス区間の具体化を要望していきたい。下安居十字路の現場を見て、かなりの交通量があると考え、信号機の時間差の調整など、抜本的な対策にはなにかいと思いが、警察などと協議しながら考えていきたい。

問 旧岩間町下安居十字路の混雑がひどく、10年前に地権者に対し説明会が開かれた、県道石岡城里線バイパス計画の現在の状況を説明願いたい。担当部長は現場を見たか。

問 石岡方面から城里に行く下りの左カーブが非常に危険であり、早急に県へ強く要望を願いたい。

答 都市建設部長
交通が渋滞し、さらに歩道がない状況で、危険であると思う。広域市町村圏の中での要望活動なども言め、県に強く要望したい。

問 支所の顔である支所長は、せめて合併3年後ぐらいまでは地元出身の職員を充ててもらいたかという意見がある。今回の人事は適正な人事であったか。また、4月

の人事異動により、休暇が取れない課があるそうだが、職員の手取得状況はどうか。

答 市長公室長
今回の人事異動は、いろいろ動かし行っている中で、適正であったと思う。18年の職員の年次休暇平均取得日数は10・4日であり、市の全国平均は10・5日なので、おおむね全国平均の日数を取得している。こと5月においても、すべての部署で取得している状況である。

問 800名の職員を抱え、執行部だけの考えでは、いい市政は執っていけないと思う。職員組合と対等で話し合い、住民サービスに努めるためには、仲良くやっていくほかない。職員組合との話し合いはされているのか。

答 市長公室長
え、執行部だけの考えでは、いい市政は執っていけないと思う。職員組合と対等で話し合い、住民サービスに努めるためには、仲良くやっていくほかない。職員組合との話し合いはされているのか。

市長公室長
職員組合とは、今年度も協議しており、住民サービスを基本とし、これからも協議していきたい。

問 年休が取れない課は本当にある。旧市町時代では同じ仲間同士で年休取得のやりくりができたが、慣れない合併によって、職員同士が遠慮する傾向があり、まだ気心が知れないで、また、人事異動を行い、積みも積もって人間関係がおかしくなるのではないか。

答 市長公室長
年休の日数20日であり、平均取得日数はその約半分。市長からも、まとめて各課で対応していくように指示されている。極力休暇が取れるような範囲で対応していきたい。



県道石岡城里線 下安居十字路



●増税問題について

問 景気が回復したとして、収入が減っている庶民には定率減税を無くし、大もつけの大企業・大銀行には減税を続ける。これは逆立ち税制ではないか。定率減税を復活させ、増税を中止するよう、国に要請していただきたい。

答 景気対策のための暫定的な税負担の軽減措置として導入された定率減税制度の廃止は、経済状況の改善などを踏まえた国の税制改正によるものであり、自主財源確保の観点からも定率減税の復活については要望しない。

問 介護保険の要介護認定者は、一定の基準に該当し身体障害者または知的障害者に準ずると認められたときは、所得控除が受けられる。このことから、65歳以上の障害者の住民税非課税措置をきちんとやしてほしい。要介護認定者にはすべて障害者控除申請用紙を送付し、該当者が控除を受けられるよう申請手続の改善を図り、所得税控除、住民税控除・非課税措置が受けられ、また、寡婦控除が受けられるよう、対策と周知の徹底を求めたい。

答 総務部長
介護認定者すべての方が障害者ではないので、非該当

者への送付により相手を傷つけてしまう問題もあるので、認定する基準などを明記して、市報や広報誌などで周知したい。寡婦控除も、全市に配布する申告パンフレットなどで周知したい。

●消防防災について

問 防災体制の要である消防職員の充足率は、国の基準に照らし低く、昨年より下がって60%を割っている。この状況は、市民の命と財産を守る使命を考えると許されない問題である。消防職員の増員を求めたい。

答 消防長
当市の消防職員数が消防力の整備指針に及ばない水準になっていることは認識しているが、18年版の消防現勢では、茨城県の消防員一人当たりの人口対比が平均693人であり、笠間市が652人なので、県平均を若干上回っている。今後消防体制の低下を招かぬよう人員を補充していきたい。

問 初期消火活動に有効な水槽車を友部消防署に配備すべきでは。

答 消防長
現在、水槽車(10t容量)を笠間署に配備している。水槽車は、飲料水の給水車として利用できるほか、水利不足地域での火災などで効果的な消火活動ができる。しかし、狭い道

路に進入できないなど使用範囲が限られてしまうので、新たに購入する計画はない。初期消火については、現場到着時に直ちに放水できる1.5t容量の水槽つきポンプ自動車を配備し、他署からも同時出動して部隊を投入し、対処していく。

問 20㎡の防火水槽を40㎡に計画的に作り変えるとともに、新たな防火水槽を整備し、充足率を国の基準まで高めたい。

答 消防長
当市内の消防水利は、防火水槽と消火栓を合わせて1277カ所。消防組織法に基づき消防水利基準による防火水槽などの必要数は、1894カ所となるので、現在不足数は617カ所。他に40㎡未満の貯水槽や開発行為などの私設貯水槽があるので、実質不足箇所は118カ所である。年次計画で順次整備していきたい。20㎡の防火水槽についても、老朽化の進んだものから順次整備していきたい。

問 救急車の出動が年々増え、救急車のかわりに消防ポンプ車が応急出動している現状がある。救急出動件数の増加からみても、友部消防署にもう1台救急車を配備し、円滑な救急活動に役立つようにすべきでは。

答 消防長
救急車のかわりに消防

ポンプ車が応援出動している状況は、二次救急の119番通報時に重傷と判断した場合は、消防ポンプ自動車や救助工作車を現場に先行させ、後続の救急隊が現場に到着するまでの間、応急処置を実施するものである。また交通事故や心肺停止状態、二階から患者を搬送する場合には、救急車と消防ポンプ自動車を同時出動させている。

消防組織法に基づき消防力の整備指針によると、笠間市の救急車の配置基準は、人口基準で3台、高速道路分が1台、救急業務にかかる出動状況を勘案した1台の計5台である。これらの配置は、現在笠間署2台、友部署1台、若間署2台である。また、これら救急車の運用は、

出動区分によって決められ、救急事故が重複し、管轄する消防署の救急車が出払っているときは、隣接の消防署から出動し、災害の規模や発生件数に応じて5台の救急車を市内全域に順次出動させて対応している。

友部消防署への救急車の配備は、笠間市中央部に位置しており、重複事故発生時には笠間署と若間署の救急車の対応が容易なうえ、県立中央病院などの搬送病院が近く、救急活動時間が他署に比べて短いことなどを勘案している。



消防署の出初め式



●もつと医療改革に
対する危機意識を

問 笠間市総合計画・基本計画に「県立中央病院など医療機関、医師会との連携強化」と書かれているが、具体的にどのように進められているのか。

答 保健衛生部長
県立中央病院については、人間ドック・脳ドックの受入病院として連携を図っている。また、嘱託医として各種健診や保健指導、休日救急診療当番医療業務の協力を得ながら保健業務に関する支援体制を推進し、市保健センターと笠間市医師会、市立病院との連携強化に努めていきたい。

問 医療改革には、「住民が適切な医療を選べる環境の整備」と「医療費の無駄を抑制しついでに」の目的がある。県では地域医療計画・がん対策推進基本計画・医療費適正化計画の三つの計画が立てられている。法律的に義務化されていないが、市としても「地域医療計画」を整備する気はないか。

答 保健衛生部長
本市においては、笠間市総合計画・基本計画や県の施策や計画に基づいて、健康づくりの推進・予防対策の推進等を実施してきている。「医療費の無駄の抑制」に絡んで県では20

年4月から施行される「医療費適正計画」の作成に向け、「健康いばらき21プラン」の見直し作業中である。市町村においては努力義務だが、生活習慣病の予防対策事業や健康づくり事業を推進するなど、市民の健康増進計画が必要と考えている。市としてもワーキングチーム等をつくって、健康状態や生活習慣病の実態調査・分析への資料の提供、検討会という形で参加したい。「地域医療計画」の策定については、今後の課題とさせてほしい。

問 厚生労働省がことし4月に出した「医療費適正化計画案」を読むと、「医療費抑制に向けた計画目標を達成できなければ、国庫負担金を減額し都道府県や市町村の公費負担や患者負担・保険料負担を増やしたり、診療報酬を低くしたりできる」というニュアンスが含まれている。執行部には医療改革に対する危機意識が足りな過ぎる。

●行政経費削減分を
保育料無料化へ

問 教育再生会議の第二次報告に「国、地方自治体は、幼児教育の将来の無償化について、歳入改革とあわせて財源、制度等の問題を総合的に検討しつつ、当面、就学前教育についての保護者負担を軽減

し、幼児教育を振興する」と書かれているが、市長はどう評価されているか。笠間市としても保育料の無料化、あるいは第二子以降か第三子以降の無料化を実施してはどうか。

答 市長
教育再生会議の第二次報告は、幼児教育の将来の無償化について財源、制度の問題を検討しつつ、ただ、一方で「財源については、税制の抜本改革にあわせて確保すること」「国と地方の負担のあり方、無償化する仕組みの検討や無償化と公立私立幼稚園のあり方、あるいはどのような形で公費負担を加えるかをさらに検討した上でその実現をめざす」となっている。現段階では財源問題などの課題があり、具体的に踏み込んだ制度が示されていないなかでは評価は申し上げられない。笠間市として保育料の無償化もしくは一部無償化は現在考えていない。

問 国が少子化対策として保育料の問題を提唱したのは、地方自治体から保育料の無料化の実績が積みあがって政府を動かしたという背景がある。福島県の田村市では、合併を契機に4、5歳児の市立保育所の保育料を無料化している。田村市の富塚市長は「社会情勢の変化に適切に対応していく」「スピードが大事」と言われているが、今市長が答弁した姿勢と違う。少子化対策のため

に保育料にもつと問題意識を持つてほしい。財源の問題も若手県の宮古市では、職員を95人減、市内75施設を指定管理者制度へ、入札の落札率を98%以上から87%台に抑えるという努力をしたお金を保育料の無料化、少子化対策にまわしている。笠間市でもそういう財源を保育料無料化にまわしてほしい。

答 市長
少子化対策は笠間市にとっても大変重要な課題で保育料無償化も重要なことだと思いが、行政として、国・県・市がそれぞれ役割をもつてなしていくべきものではないかと思う。無償化をした他市の取り組みは素晴らしいこと。財源も含めてどういった方をしていくのか勉強させてほしい。また、経費の削減を保育料無償化に回すことについては、笠間市が行政改革や経費の削減に努め、この一年間で浮いたお金はこういう使い方をしているという提示も部分的には必要ではないかと思う。また、子育ての無償化については、やはり一番は財源の問題だが、ただ全て無償でいいのか、行政サービスと

いうのは当然ハン

ディキャップを持つている方とか、弱者の立場の方に対してはいろいろな制度のなかで軽減することは必要だが、一方で受益者負担という考え方もあるのではないかと思う。無償化の予定はないが、政府の提言や議論をよく情報として受けとめ、勉強していきたい。

問 保育料審議会の答申を受けて市長が保育料を検討される際に、保護者の負担の軽減、公費負担を増やしていくという姿勢だけはぜひとも示してほしい。

答 市長
審議会の提言をいただいたなかで判断するものなので、今の段階では言えない。



茨城県立中央病院



●環境保全と地域づくりについて

問 全世界どこでも環境問題が取りざたされている。当市における環境保全に対する認識は。

答 市長 環境問題は世界的に大きな課題と想っている。当市としても環境基本条例に基づき基本計画を作成するために、審議会で議論いただいている。市としてやってきたものに、環境問題に取り組めるものを取り込み計画し、実行したい。

問 現在、県より笠間市に対し、処理施設、処理業務の内容変更などについて、許可の事前審査の申請が何件あるのか、そのうち旧岩間地域では何件か。また、旧岩間町時代から既に何件あるのか。

答 市民生活部長 笠間市全体で9社。うち岩間地区の1社が廃業になり、現在笠間地区4社、岩間地区4社。今、事前審査が出ているのは岩間地区2社である。

問 産業廃棄物の処理場前審査は、県の許可でありながら地元自治体と協議しなさいというところであり、そこには、地元の住民感情はどうなのか、地元住民との摩擦はないのかというところが含まれていると思う。こまかかわります、小笠原町

に、業者がひしめき合っていることは、事前協議の中で、そのよつなことが全然動なれず、要件がそろってればすべて許可を出すという行政のあり方なのか。エコロニアアかさまにおける地元との話し合いの例があるが、規模の大小は関係なく、環境問題の中で住民が処理施設や業者に対してどういう意識を持っているのか、その点、県の許可基準である半径300M以内の同意だけでいいという考え方に疑問がある。何社も立て続けに申請があって、その事前審査に対して市が何の論拠も加えないというのは問題であり、地域の同意、賛同あるいは地域に対する説明責任の義務を事業主に負わせるという考え方もあってもいいのではないかと。また、この許可については制度的に県および市行政の枠内でやるのが筋だろうが、事前協議において、区長制度を利用した地元との区や地域との関係を今後どのように考えていくのか。

答 市長 廃棄物の処理業者の事前審査については、要項に基づき、施設を設置しようとする者に対し、周辺住民の同意や地元住民などへの説明会などの開催をお願いしている。周辺住民の同意の取得範囲については、隣接地はもちろんだこと、要項に基づき計画地から300M以内に住住するものとしており、業

者を指導している。今後、地元説明を言めて、十分企業を指導していきたい。

●岩間駅周辺整備計画について

問 合併後10年の建設計画を現実化していく過程において、社会状況の変化や変動などを考え、合併前に策定された計画と照らし合わせた場合、新市建設計画における岩間駅周辺整備事業については特に問題点はないのか。合併協議会でそれぞれ1市2町が提示した建設計画の中の一コマであるという考え方は分かるが、1市2町それぞれ地域のことだけを考えすぎているのではないかと。むしろ新しく生まれた8万5千の笠間市に対しての考え方を持たなければ、次の世代に向けたまちづくりはできないのでは。また、合併したけれども、非常に逼迫した予算の中で事業を進めなくてはならない。すべてに対して見直しが必要であり、あらゆる分野で意識改革をし、最善の努力をしなければならぬ、痛みの伴う改革が、合併のあり方だと思つが、いかがか。

答 市長 将来のまちづくりの中で、やはり岩間駅周辺地域が将来の活性化の大きな拠点になるという判断で、当時の岩間町は取り組んだものと思う。少子高

齢化による人口減少、また、地域の活性化が、それに伴って失われていく中においては、行政としてその行政エリアの中で、もちろん広域的に考えなければならぬものもあるが、その中で、自分の行政のエリアの中でどう活性化を求めていったらいいのかということは当然考えるべき立場にあり、当時の岩間町が、この地域が今後の人口対策を言めて岩間全体の土地利用と、さらに、岩間インターや今後の百里基地の民間共用化、あるいは道路網の整備を考えた場合、この駅周辺地域が定住人口の拡大も言めて必要だということとで、事業を決定したと思つているし、その考え方は、合併して、私の考え方も同じであるの

で、尊重し、事業を推進していきたい。

問 県も市町村補助金大幅カットという新聞記事もあり、今いたすに大きなプロジェクトに取り組み、その後その事業が頓挫してしまわなにか心配するが。

答 都市建設部長 笠間市における全体的な事業計画、道路計画を立てている事業については、すべて国庫補助対象事業であり、国庫補助事業に合併特例債を混ぜた事業で取り組んでいるので、今のところは大丈夫と感している。県の補助率が下がる可能性があるとするれば、臍幹的な事業についてはさらに早期に完成させなければならぬと考える。



今後整備が予定されている「岩間駅」



●ごみ集積所の安全対策の取り組みは

問 地域で管理しているごみ集積所で、けがをした事例があり、安全対策について行政はどう取り組んでいるのか。

答 市民生活部長 市内には約2300カ所あるごみ集積所は、地元で設置管理している。市街地では設置場所の確保が難しく、道路上のこともあり、必ずしも管理上安全といえない箇所もあると思う。住宅開発などで新設の場合には、安全性が図れるよう事業者と協議し、また、設置場所の変更などの申し出の場合には、区長などと協議し、改善が図れるよう進めている。

問 歩道を利用してごみ集積所では、猫とカラスのいたずらによるごみの飛散に地域の方々は大変困っている。旧笠間市で実施したネットを配布してはどうかと考える。猫とカラスの被害について行政はどう取り組むのか。

答 市民生活部長 猫やカラスによる被害には、ごみ集積ボックスの設置や防鳥ネットなどが有効な手段と考える。ごみ集積ボックスを新設、開設すれば、市から万円を限度に2分の1の補助制度があるので、積極的に利用してもらい、市民とともに被害防止

に努めたい。
問 ごみ集積所でけがをした事例において、半年たっても何の改善もしていない。どう考えているのか。
答 市民生活部長 けがの事例は友部地区であったと聞いており、班長の方に収集ボックスの補助制度を説明し、設置の話をしたが、まだ設置していない。この補助制度については、笠間市ガイドブックに載せてはいるが、再度、週報や市報などで周知したい。
問 旧笠間市で希望のところは無料で配布したような事例のように、行政側から問い合わせるような姿勢が大事だと思いが、いかがか。
答 市民生活部長 補助制度を利用し、集積ボックスを設置してもらったことが理想だと思う。これからのまちづくりは、協働ということで、ごみを出すところまでは市民にお願いし、行政は、それを集めて処理する。自分たちがまちづくりすることから、両方で協議をしながら進めたい。

今後、できれば集積ボックスなどにまとめてもらい、ごみ処理ができるようお願いしたい。
問 けがをした集積場所では、補助制度の活用をお願いするだけで、この危険箇所が半年放置されている。その地区の話になってはならないか。

答 市民生活部長 危ないところでは、集積ボックスをきちんと設けていただくようお願いするが、市からここに置く、ここはだめとはいえないと思う。あとは、地元の考えであり、区の対応を願いたい。

問 ●介護用品事業制度と利用者の不利益について
問 介護用品事業の制度が本年変わったと思われる。前年度との違いについて。
答 福祉部長 介護用品の支給事業は、介護保険制度の導入に伴い創設された。高齢者の体の衛生と清潔の保持、家族の経済的負担の軽減を図る目的で導入された制度である。昨年度、5品目21種類の介護用品を、入札により単価契約を行い、事業所により3カ月ごとに個人宅へ配達を実施していた。使い勝手が悪いとかデメリットがあるといったことから、ことし見直し、月ごとの介護用品購入券を発行する方式に改め、市内全域の介護用品販売協力店（現在25店舗）で直接購入できるように改正した。

問 介護用品を購入するに当たって、交通費をかけた人、かけない人、なかなか買物に出かけられない人、無料で配達するところと配達しないところなど、利用者の不利益になると考える。行政はどう取り組んでいくのか。また、販売協力店のなかで無料で配達するところから、仕事が極端に減ったとの訴えがある。販売協力店を育成する意味で配慮が必要と考えるが。
答 福祉部長 介護用品の買い物などについては、介護保険サービスの中でも利用することが可能である。また、市内25の協力店のうち無料で配達する協力店も10店あるので、これらの協力店を利用する方法もある。今年度の実施に当たっては、協力店の協力を得ながら、利用者へ制度をPRし、利用しやすい方法に努めていきたい。

問 ●介護用品事業制度と利用者の不利益について
問 介護用品事業の制度が本年変わったと思われる。前年度との違いについて。
答 福祉部長 介護用品の支給事業は、介護保険制度の導入に伴い創設された。高齢者の体の衛生と清潔の保持、家族の経済的負担の軽減を図る目的で導入された制度である。昨年度、5品目21種類の介護用品を、入札により単価契約を行い、事業所により3カ月ごとに個人宅へ配達を実施していた。使い勝手が悪いとかデメリットがあるといったことから、ことし見直し、月ごとの介護用品購入券を発行する方式に改め、市内全域の介護用品販売協力店（現在25店舗）で直接購入できるように改正した。



歩道上に集積されている“ごみ袋”

問 人数がこれから増えていくと思われるので、地域の薬屋さんなどで配達するところは配慮してほしい。一応アピールすることだが、具体的にどうアピールするのか。
答 福祉部長 利用者へのアピールと介護用品販売店へのアピールがある。利用者には、週報や、また要介護3以上の方には福祉関係の書類で個別に対応しているので、その中にアピールの方法を考えて送付したい。また、介護用品販売店へのアピールについては、趣旨が分かりやすい方法を考えている。

傍聴のご案内

市議会ではどなたでも傍聴できます。議会では皆さんの生活に直結した重要な問題が審議されています。市政を身近に知るためにも議会を傍聴してみたいはいかがでしょうか。

● 手続きは簡単です

本会議開催当日に、市役所3階の受付で住所・氏名などを記入し、傍聴券の交付を受けて傍聴席にお入りください。定員は、記者席を含めて36席です。

● 傍聴される方へのお願い

議会には傍聴に関する規則があります。規則を守って傍聴することをお願いします。

請願・陳情

市政などについて要望があるときは、だれでも市議会に申し請願・陳情を行うことができます。

請願・陳情は、文書で行う方法になっていますので、次の請願・陳情書の作成・提出方法を参考にしてください。

● 請願・陳情書の作成・提出方法

1. 請願・陳情書には、特に決められた様式はありませんが、次の書式例を参考に作成してください。
2. 請願・陳情書には、日本語を用いて件名、請願・陳情の要旨、提出年月日、請願・陳情者の住所、氏名（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）、電話番号を記入し、請願・陳情者が押印して、笠間市議会議長あてに提出してください。なお、提出される方が複数の場合は、ほか〇人と記入して、署名簿を添付するか連署してください。ただし、個人においては、署名することにより、押印を省略することができます。
3. 請願書には、紹介議員（1人以上）の署名又は記名押印が必要です。陳情書には紹介議員は必要ありません。
4. 署名簿には押印が原則ですが、拇印も認めます。

請願・陳情の書式例

〇〇〇に関する請願書
(陳情書)

紹介議員
笠間市議会議員
氏名(署名又は記名押印)

陳情書に紹介議員は
必要ありません

〇〇〇に関する請願書
(陳情書)

(要旨)

平成 年 月 日
笠間市議会議長 様

請願・陳情者
住所
氏名(署名又は記名押印) ほか〇人
電話番号

住 所	氏 名	印

● 請願・陳情の取扱い

1. 笠間市議会では、陳情も請願と同様に取り扱います。ただし、持参されたものについては審査をいたしますが、郵送されたものについては、議員に配布のみとし、議員活動の参考にします。
2. 持参いただいた請願・陳情については、文書表にして本会議に提出、所管の委員会に付託し、審査の後、その審査結果に基づき、本会議で採択、不採択の結論を出します。
3. 結論が出されたものについては、その旨を請願・陳情提出者及び市長、関係機関にお知らせします。

編集後記

今年は何年になく、7月に大型台風と梅雨が重なって全国に集中豪雨をもたらした。また新潟では大地震が発生し、どちらも人命まで奪う多くの被害をもたらしました。被害に遭われた方々に対し、心よりお見舞い申し上げます。

私は、災害弱者である子供と高齢者の被害に心を痛め、行政として災害に強いまちづくりが大事だと思えますが、こうした災害弱者に対する対応をしっかりとやらなければならぬと思います。

地方自治を取り巻く環境は、年々厳しくなっておりますが、知恵を使い市民の皆様の要望に応えてまいります。これからも読みやすい紙面づくりに編集委員一同取り組んでまいりますので、ご意見ご要望をお寄せくださるようお願いいたします。

(石田 安夫)

議会だより編集委員会

- 委員長 町田 征久
副委員長 鈴木 裕士
委員 石田 安夫
委員 野口 貞夫
委員 鈴木 貞夫
委員 西山 貞夫
委員 横倉 貞夫
委員 杉山 貞夫

